

「特定非営利活動促進法施行条例の一部を 改正する条例案」について (議案第 64 号)

平成 29 年 2 月 16 日
地 域 活 力 創 造 課

1 改正理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 70 号) の施行により、所要の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の知事への事前提出等に関する規定について所要の整備を行うこととする。(第 12 条関係)
- (2) 引用している「仮認定」を「特例認定」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改めることとする。(第 14 条～第 16 条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(助成金支給書類)の提出</p> <p>第十二条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、助成金の支給後</p> <p style="text-align: center;">遅滞なく 行わなければならない</p> <p>(特例認定の申請)</p> <p>第十四条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定等の準用)</p> <p>第十五条 第六条及び第十条から第十二条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人(法第二条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)について準用する。</p> <p>(合併についての認定の申請)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 法第六十三条第二項の合併についての認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。</p>	<p>(助成金支給書類等の提出)</p> <p>第十二条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行ったときにあつては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行うときにあつては事前に行わなければならない。この場合において、海外への送金又は金銭の持出しが災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出が困難なものであるときは、事後遅滞なく行わなければならない。</p> <p>(仮認定)の申請)</p> <p>第十四条 法第五十八条第一項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定等の準用)</p> <p>第十五条 第六条及び第十条から第十二条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人(法第二条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)について準用する。</p> <p>(合併についての認定の申請)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 法第六十三条第二項の合併についての認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。</p>